



20歳になったら 国民年金に 加入しましょう

まずは市役所で加入手続きを

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

20歳になったときは、国民年金第1号被保険者になるための手続きを、自分の責任で、必ず市役所の国民年金担当窓口（国分寺庁舎保険年金課年金係・南河内庁舎市民課窓口係・石橋庁舎市民課窓口係）で行ってください。（第2号・第3号被保険者に該当する場合を除きます。）

加入手続きを済ませると、年金手帳が交付されます。

この手帳は、就職、転職、離職等により生活環境が変わったときや年金を受けるときなど、一生を通して使うものですから、大切に保管しましょう。



なお、20歳になる前から就職して会社等に勤めている人は、厚生年金や共済組合に加入することになり、同時に国民年金の第2号被保険者にもなります。この手続きは、勤め先の事業主等が行うことになっています。

国民年金窓口で
加入手続きを



国分寺庁舎 保険年金課年金係
南河内庁舎 市民課窓口係
石橋庁舎 市民課窓口係

保険料の納め方

国民年金の保険料は、加入手続き後に社会保険庁から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」により、銀行や信用金庫など金融機関の窓口やコンビニエンスストアの窓口で納付することになります。保険料の月額額は、13,860円（平成18年度）です。

この他、インターネットによる電子納付や、納め忘れを防ぐためにも安心便利な「口座振替」、まとめて納付すると割引になる「前納制度」もありますので、ぜひご活用ください。



金融機関・コンビニ等で
保険料納付を！

口座振替が
便利です！

年金生活情報

社会保険庁では、年金受給者のサービス情報等について、「年金生活情報」として定期的（2か月に1回）に発信し、より一層のサービス向上に努めることとしています。

年金の支払い、新規受給者の裁定、年金受給者の諸変更処理

定時払い【10月13日（金）】 金額：6兆1,862億円 件数：3,779万件

年6回の支払のうち10月支払分（平成18年8月・9月の2か月分）

参考 料理品小売業の市場規模 平成17年（2005年）「（財）外食産業総合調査研究センター」HPより
市場規模 6兆1,056億円

料理品小売業の中には、スーパー、百貨店等の売上高のうちテナントとして入店している
場合の売上高は含まれるが、総合スーパー、百貨店が直接販売している売上高は含まれない。

新規の年金受給者【平成18年8月、9月新規裁定者...新法厚生年金、基礎年金】

老齢年金：263,541人（前年度同時期：245,890人） 障害年金：16,481人（前年度同時期：16,127人）

遺族年金：49,883人（前年度同時期：49,563人）

失権の年金受給者

老齢年金：133,305人（前年度同時期：126,424人） 障害年金：8,905人（前年度同時期：8,798人）

遺族年金：20,997人（前年度同時期：19,293人） 死亡、障害等級不該当、18歳到達等による失権

年金額の変更が行われた年金受給者（主たるもの）

年金の選択（2以上年金）...2つ以上の年金が受けられるようになったときの処理

91,095件（H18年8月：54,229件、H18年9月：36,866件）

加給年金額の支給・停止...新たに加給年金額が加算されるようになったとき、加給年金額の対象者が死亡、離縁等により加給年金額が停止されるようになったときの処理

6,711件（H18年8月：3,880件、H18年9月：2,831件）

雇用保険との調整...年金受給権者が雇用保険法による基本手当、高年齢雇用継続給付等を受ける場合の処理

43,474件（H18年8月：25,136件、H18年9月：18,338件）

生存確認（現況届）...年1回（誕生月）引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認を行うための処理

3,932,048件（H18年8月：1,992,291件、H18年9月：1,939,757件）

年金相談（中央年金相談室）

年金電話相談件数 9月...106,272件 10月...115,026件

主に受給者からの年金相談【☎0570-07-1165（年金受給者用）】

年金記録の情報提供

裁定請求書の事前送付（封書）送付件数（17年10月より実施）9月...119,175件 10月...176,427件

毎週月曜日、年金支給開始年齢（60歳及び65歳）到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を到達月の3か月前に送付しています。

裁定請求書のご案内（はがき）送付件数（17年10月より実施）9月...23,672件 10月...36,208件

毎週月曜日、60歳到達後に受給権が発生する方に、60歳到達月の3か月前に送付しています。

年金加入期間の確認のご案内（はがき）送付件数（17年10月より実施）9月...20,986件 10月...31,914件

毎週月曜日、社会保険庁で管理している年金加入記録のみでは受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3か月前に送付しています。

年金加入記録のお知らせ（封書）送付件数 9月...163,961件 10月...170,241件

毎週月曜日、58歳到達者に到達月の翌々月に送付しています。

これまで送付対象としていなかった「受給資格（期間要件）が確認できない方」についても、3月送付分より新たに送付しています。

年金見込額のお知らせ（封書）送付件数 9月...73,023件 10月...88,812件

毎週木曜日、「年金加入記録のお知らせ」を送付した方のうち、年金見込額の通知を希望された方に送付しています。

インターネットを活用した年金個人情報提供サービス（18年3月より実施）

ユーザーID・パスワードの申込件数 9月...19,845件 10月...15,975件

ユーザーID・パスワードの発行件数 9月...16,628件 10月...9,948件（18年4月～10月の累計...142,216件）

被保険者が社会保険庁ホームページからユーザーID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録がいつでも閲覧可能です。